

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年岩手県条例第11号）第2条の規定による報告は、別に定める様式による任意入院者の定期病状報告書により、次の各号に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。） <u>第22条の4第2項</u> に規定する任意入院者の区分に応じ、当該各号に定める期日までに行わなければならない。 (1)・(2) [略]	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年岩手県条例第11号）第2条の規定による報告は、別に定める様式による任意入院者の定期病状報告書により、次の各号に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。） <u>第21条第2項</u> に規定する任意入院者の区分に応じ、当該各号に定める期日までに行わなければならない。 (1)・(2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。